

技術専門員に関する基準

平成21年2月10日

学長裁定

(技術専門員の職務)

第1 技術専門員は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発、技術業務及び技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存を行う。

(技術専門員の資格基準)

第2 技術専門員となることのできる者は、一般職（一）基本給表3級以上の勤務成績が良好な者であって、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 特許取得等の独創的な技術開発を行った者
- (2) 権威ある学会賞等を受賞した者
- (3) 学会等において職務に関連する卓越した論文発表等を行った者
- (4) 職務に関連する卓越した著作を発表した者

(選考手続)

第3 技術専門員の選考は、学長が行う。なお、学長は、技術専門員の選考に当たっては、所属の長から推薦のあった者のうちから選考するものとする。